

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
京都市南区西九条東島町63-1	エムケイ株式会社 代表取締役 青木信明
	電話 0

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業・一般貸切旅客自動車運送事業・特定旅客自動車運送事業・アミューズメント事業
該当する事業者 要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18年 4月 ~ 平成 20年 3月
基本方針	エネルギー消費効率の改善に関する取組により、CO2排出量の削減を目指す。
推進体制	営業本部長・管理本部長を中心とした検討委員会の設置と実施計画の策定、進捗管理方法を構築する。

年度ごとの具 体的な取組 及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容	
			18~19	全部署
18~19	営業車	タクシー車両90%以上を排ガス規制「平成12年基準排ガス50%低減レベル（E-LEV）」以上の基準に適合した車とする。		
18~19	営業車	毎日の乗務前の点呼、定期的な教育指導の場において、営業車のアイドリングストップに関する教育を推進する。		
18~19	全部署	空調、照明について必要な区域・空間に限定して使用するよう努めている。		
18~19	全部署	節電・節ガスにより、それぞれの使用量を前年比1%減とする。		

温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））		目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））		削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））		削減率 （実績） （%）
		A 事業所等排出区分	833 t	833 t	0.0 %		2,880 t	245.7 %	
B 輸送車両排出区分	25,873 t	28,299 t	9.4 %	29,681 t	14.7 %				
C その他排出区分	0 t	0 t	0.0 %	0 t	%				
	排出合計	*1 26,706 t	*2 29,132 t	9.1 %	*4 32,561 t	21.9 %			

その他の地球 温暖化対策による温室効果 ガスの削減量 等	対策等の区分	目標年度（計画）		報告年度（実績）	
		取組量等	（二酸化炭素換算（t））	取組量等	（二酸化炭素換算（t））
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	(発電量) kwh	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t
	削減量等合計		*3 t	*5 t	

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績）		目標年度（計画）		削減率（計画）	報告年度（実績）		削減率（実績）
		1 26,706 t	()2-(*)3 29,132 t	9.1 %		(*)4-(*)5 32,561 t	21.9 %	

特記事項 平成18年に、アミューズメント部門のグループ会社であった、エムケイ産業株式会社を吸収合併したため事業所等での排出が大幅に増加し、またグループ会社であったMKタクシー株式会社を統合したため車両数が増え、輸送車両の排出量も増加した。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。